

採用試験要項

【別紙 1】

令和 7 年 12 月 1 日採用 育児休業代替任期付職員（福祉職員）

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

職 種	採用 予定 者数	受 験 資 格	任用期間
育児休業代 替任期付職 員（福祉職 員）	1 名	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉主事任用資格を有する者又は採用予定日までに取得見込みの者 「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。<ul style="list-style-type: none">(1) 社会福祉法により、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（下記参照）」を3科目以上履修し卒業した方(2) 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した方(3) 社会福祉士、精神保健福祉士（共に見込みは不可） ・地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者・パソコン（ワード・エクセル・メール等）の基本的な操作ができる者・日本国籍を有する者	令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 9 月 4 日 任用期間については、職員が取得する育児休業の取得時期により変更となる場合があります。

上の表の受験資格をみたす者がこの試験を受けることができます。また、欠員等の状況により予定人数が増減する場合があります。

※欠格条項については 6 ページ参照。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

◎ 昭和 25 年～昭和 56 年卒業者
社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身
◎ 昭和 56 年～平成 11 年卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
◎ 平成 11 年～平成 12 年卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
◎ 平成 12 年～現在までの卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論
※指定科目の読替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。
※平成 25 年 3 月 28 日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替えの範囲等を確認してください。
①当該改正以前に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとされています。
②大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

2 筆記（論文）試験

日時・場所	試験の方法・解答形式	
本試験申し込み時に、論文を提出いただきます。	論文試験	社会福祉に関する課題に対する基礎知識、文章構成力及び表現力等について行います。
ただし、応募人数により日時・場所について、変更する場合があります。 詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知しますので、確認してください。		

3 口述（面接）試験

日時・場所 令和7年11月7日（金）午前10時から
住吉区役所4階 第7会議室（予定）

方 法 口述（面接）試験を行います。

◎口述試験：主として人物について面接により行います。

※試験の可否は、論文試験（150点満点）及び口述試験（150点満点）の結果により決定します。

最終合格発表 試験結果通知については、令和7年11月14日（金）頃に受験者本人あてに送付します。なお、結果については、受験者全員に通知します。

4 合格から採用まで

- ① 筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。
- ② 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- ③ 合格者は大阪市住吉区役所生活支援課育児休業代替任期付職員（福祉職員）採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という〕に、筆記試験及び口述試験の合計得点順で登録します。名簿の順に採用予定者とし、採用予定者の辞退等により欠員が生じた場合は都度、次点の合格者を採用予定者とします。
- ④ 採用候補者名簿の登録期間は令和7年11月30日です。
- ⑤ 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が採用予定日以降になる場合や採用されない場合もあります。
- ⑥ 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

5 受験手続

受験申込については、持参または送付により受付します。

<p>申込方法</p>	<p>【受付期間】 令和7年10月8日（水）から令和7年10月22日（水）まで ※持参の場合は、受付期間中の午前9時00分から午後5時30分まで受付時間とします。なお、土曜日・日曜日・祝日は受付できません。 ※送付の場合は、令和7年10月22日（水）必着とします。なお、送付された場合に発生した事故については、責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けできません。</p> <p>【提出先】 〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号 大阪市住吉区役所生活支援課（住吉区役所2階24番窓口） ※「令和7年12月1日採用 職員採用試験申込書在中」と朱書した封筒に下記①～⑤の書類を入れて提出してください。</p> <p>【必要書類】 ※次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。 ※①～③の所定様式は、住吉区役所ホームページからのダウンロード、配付場所での受け取り、郵送による請求のいずれかにより取得してください。（配付場所・郵送請求方法は後掲）</p> <p>①採用申込書 1通 ※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※記入項目（職歴等）において、記入欄が不足する場合は、別紙等に記載し添付してください。</p> <p>②申し立て書 1通</p> <p>③筆記（論文）試験の解答用紙 1通 課題 「生活保護受給者への支援」について重要だと考えることを自由に記載してください。（400字程度）</p> <p>④「受験案内」送付用の定型封筒（長形3号） 1通 ※宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。切手の提出がない場合は、受験案内の送付をしません。</p> <p>⑤社会福祉主事任用資格の確認が出来る書類（写し） 1通 ・社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書 ・社会福祉主事任用講習会受講修了証明書 ・社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等 ※大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。</p>
<p>受験案内の送付</p>	<p>試験の時間等の詳細については、申込受付期間終了後に送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。なお受験案内が、令和7年11月5日（水）までに届かない場合には、住吉区役所総務課（06-6694-9625）までご連絡ください。</p>

6 従事する職務等

職 種	職 務 内 容
福祉職員	<p>大阪市住吉区役所生活支援課に勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づくケースワーク業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護決定 ・ 訪問・調査 ・ 指導・指示 等

7 勤務条件

勤務場所	大阪市住吉区役所生活支援課
勤務日・勤務時間・休日・休憩時間・時間外勤務	<p>① 勤務日…土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日まで。</p> <p>② 勤務時間・休憩時間…午前9時から午後5時30分。（休憩時間45分）</p> <p>③ 休 日…土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日～1月3日）。</p> <p>④ 時間外勤務…必要に応じて従事していただきます。</p>
年次休暇	<p>① 任期付職員（令和7年12月1日～令和8年3月31日）…7日</p> <p>② 任期付職員（令和8年4月1日～令和8年9月4日）…10日</p>
給 料	<p>① 給料 月額250,096円（それぞれ地域手当を含む、令和7年9月現在）ですが、採用時には制度改正等により変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。 また、本務職員同様、減額措置の対象となる場合があります。その他、各種手当あり。</p> <p>② 通勤手当 1か月あたり55,000円までで、最も経済的な経路の6ヶ月以内の最長の定期券額を基本として規則等に従い認定します。</p> <p>③ 超過勤務手当 時間外勤務の勤務実績に基づき支給します。</p> <p>④ 支給日 原則17日払い ただし、支給日が土曜日・日曜日・祝日の場合は前後することがあります。</p> <p>⑤ 社会保険等 健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金に加入となります。</p>

※ 勤務条件等にかかる詳細については、採用決定後にお知らせします。

8 要項・申込用紙・筆記（論文）試験用紙の請求

配付場所	・大阪市住吉区役所生活支援課（区役所 2 階 24 番窓口） ・大阪市のホームページよりダウンロード
郵送で請求する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、角形 2 号の返信用封筒（A 4 判のノートが入る大きさ・180 円切手〔速達の場合は 480 円切手〕貼付・郵便番号とあて先を明記）を同封し、大阪市住吉区役所生活支援課あて請求してください。 ただし、請求封筒の到着時期によっては、申込期日までに届かない場合があります。

9 その他

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ③ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

*この試験についての問い合わせは

大阪市住吉区役所 生活支援課（担当：筒澤・永松）

〒558-8501 大阪市住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号（住吉区役所 2 階 24 番窓口）

電話 (06) 6694-9919

(参 考)

地方公務員法（抜粋）

〔欠格条項〕

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと